

株式会社東北かねた

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

今後さらなる地域に貢献する企業とするために、従業員が仕事と子育てを両立させ、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1、計画期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2、内容

目標1、年次有給休暇取得率を50%以上又は10日以上とする

〈対策〉

令和7年6月～ 年次有給休暇の取得状況の実態把握

令和7年8月～ 有給休暇取得奨励日を従業員へ周知

目標2、産前産後・育児休業など制度の周知や情報提供を行い、男女ともに従業員が復帰しやすい環境の整備を行う

〈対策〉

令和7年7月～ 育児休業を取得する従業員のサポート
休職・復職時に本人、上司、総務による面談を実施する